

グループホーム銀杏の丘運営規程

社会福祉法人さかい福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さかい福祉会が開設するグループホーム銀杏の丘（以下、「事業者」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 1) 名 称 グループホーム銀杏の丘
- 2) 所在地 群馬県伊勢崎市境上渕名 1010-1

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1) 管理者 1人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 2) 計画作成担当者 2人
認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- 3) 介護従業者 7人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

(入所定員)

第5条 事業所の利用者の入所定員は9人とし、災害ややむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

(居室)

第6条 事業者は、利用者の居室を原則個室（定員1名）とし、ベット・枕元灯・物入れ等を備品として備えています。

(食堂及び居間)

第7条 事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂及び居間を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。

(その他の設備)

第8条 事業者は、設備としてその他に、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他の利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第9条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第11条 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 1) 生活相談
- 2) 健康チェック
- 3) 入浴
- 4) 食事
- 5) その他日常生活に必要な介護

(サービスの取扱方針)

第12条 事業者は、可能な限り要介護状態の維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
 - 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
-
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(相談及び援助)

第13条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第14条 事業者には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
 - 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(利用料及びその他の費用)

- 第15条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
 - 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 1) 食費
 - 2) 理美容代
 - 3) おむつ代
 - 4) 居住に要する費用
 - 5) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 6) その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 前項に規定する具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 6 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

- 第16条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(喫煙)

- 第17条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

(飲酒)

- 第18条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(衛生保持)

- 第19条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

- 第20条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
- 1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第22条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(利用者の権利)

第23条 事業者は、認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- 1) 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち尊厳を維持します。
- 2) 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定を尊重します。
- 3) 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- 4) 自らの能力を最大限に發揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- 5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- 6) 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- 7) 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- 8) 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- 9) 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は三者機関の援助を受けます。

(衛生管理)

第24条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(従業者の質の確保)

第25条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下についてのマニュアルを整備し、研修を行います。

- 1) 認知症の利用者への対応及びケア
- 2) 利用者のプライバシー保護
- 3) 食事介助
- 4) 入浴介助
- 5) 排泄介助
- 6) 移動介助
- 7) 清拭及び整容
- 8) 口腔ケア
- 9) 利用者の金銭管理

(個人情報の保護)

第26条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、また、秘密を漏洩した場合は賠償責任を負うものとする。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

(緊急時の対応)

第27条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第28条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第29条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

(虐待防止に関する事項)

第30条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第31条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第32条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第33条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第34条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携)

第35条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努めます。

- 2 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- 3 認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

(勤務体制等)

第36条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第37条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第38条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

第39条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要な事項を掲示します。

(協力医療機関)

第40条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(その他)

第41条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人さかい福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成20年1月1日から施行します。
2. この規程の一部改正は、平成20年4月14日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
4. この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
5. この規程の一部改正は、平成25年11月1日から施行する。
6. この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。
7. この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
8. この規程の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。
9. この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
10. この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
11. この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
12. この規程の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。
13. この規程の一部改正は、平成31年2月1日から施行する。
14. この規程の一部改正は、令和1年10月1日から施行する。
15. この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
16. この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
17. この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
18. この規程の一部改正は、令和4年10月1日から施行する。
19. この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

1 認知症対応型共同生活介護費（I）

※単位：10.14円（7級地）

		利 用 料 金			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
介護費	要介護1	765	776円	1,552円	2,328円
	要介護2	801	813円	1,625円	2,437円
	要介護3	824	836円	1,671円	2,507円
	要介護4	841	853円	1,706円	2,559円
	要介護5	859	871円	1,742円	2,613円
加 算	サービス提供体制強化加算（I）	22	23円	45円	67円
	医療連携体制加算（I）ハ	37	38円	75円	113円
	①、②、③の介護職員処遇改善加算等は令和6年6月1日より④の加算に変わります。				
	①介護職員処遇改善加算（I）	11.1%			
	②介護職員等特定処遇改善加算（I）	3.1%			
	③介護職員等「一元化」等支援加算	2.3%			
	④介護職員等処遇改善加算（I）	18.6%			

※サービス提供体制強化加算は、体制によって変動する場合があります。

	居住費	1,900円（1,960円）
対象外	食 費	1,445円／日 (朝食345円、昼食600円、夕食500円)

※（括弧）居住費については、令和6年8月1日より改定いたします。

◇その他加算

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
加算	初期助算	30	31円	61円	92円	30日以内
	若年性認知症利用者受入加算	120	122円	244円	365円	
	看取り介護加算	1280	1,298円	2,596円	3,894円	死亡日
		680	690円	1,379円	2,069円	死亡日以前 2日または3日
		144	146円	292円	438円	死亡日以前 4日～30日以下
		72	73円	146円	219円	死亡日以前 31～45日以下
	科学的介護推進体制加算	40	41円	81円	122円	1月につき

※亡くなった月にまとめて算定することから退所された月と亡くなられた月が異なる場合であっても前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求をさせていただきます。

※上記の金額は、1回あたりの単価で計算しておりますので、小数点処理の都合上、実際の請求額と異なる場合があります。

2 食費・居住費の費用 ※（括弧）は令和6年8月1日よりの単価です。

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445円／日 (朝食345円、昼食600円、夕食500円)	
居住に要する費用	1,960円／日 (1,960円／日) ※	

3 その他の費用

料金の種類	金額	備考
理美容代	2,000円／回	
貴重品管理代	20円／日	
おむつ代	紙おむつ 80円／枚 紙パンツ 70円／枚 尿取りパット 20円／枚 尿取りパット（ロング） 45円／枚	
特別な食事	要した費用の実費	
電気代	テレビ・冷蔵庫 20円／日 電気毛布 30円／日 その他負担することが適当であるもの 20円／日	
その他の便宜の提供	要した費用の実費 (利用者が負担することが適当と認めるもの)	